3　放送債券債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 ［一～三　略］ 四　放送債券債権者集会に出席した協会の代表者又は代理人の氏名 五　放送債券債権者集会に出席した放送債券管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は放送債券管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名 六　［略］ 七　［略］ 4　準用会社法第七百三十五条の二第一項の規定により放送債券債権者集会の決議があつたものとみなされた場合には、放送債券債権者集会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。 一　放送債券債権者集会の決議があつたものとみなされた事項の内容 二　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 三　放送債券債権者集会の決議があつたものとみなされた日 四　議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又は名称	3　［同上］ ［一～三　同上］ 四　放送債券債権者集会に出席した協会の代表者又は放送債券管理者の氏名又は名称 ［新設］ 五　［同上］ 六　［同上］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）第二条第二項第二号及び第四号の規定を実施するため、日本たばこ産業株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月一日

財務大臣　麻生　太郎

日本たばこ産業株式会社法施行規則の一部を改正する省令

日本たばこ産業株式会社法施行規則（昭和六十年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（発行する株式を引き受ける者の募集等の認可の申請） **第一条**　［略］ 2　［略］ 3　会社は、法第二条第二項第二号の規定により株式交付に際して株式を交付することの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。 一　株式交付子会社（会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の商号及び住所 二　会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限 三　会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項 四　株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の会社の株式の割当てに関する事項 五　会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法 六　前号に規定する場合において、会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに会社の資本金及び準備金の額に関する事項	（発行する株式を引き受ける者の募集等の認可の申請） **第一条**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える。］